

原子力規制委員会における独立行政法人の評価の進め方

平成 27 年 7 月 27 日

原子力規制庁

原子力規制委員会における独立行政法人の評価は、「独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）」及び「独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）」に基づき実施する。

〔独法評価の進め方のイメージ〕

1. 国立研究開発法人審議会放射線医学総合研究所部会における審議

- (1) 法人から提出された自己評価書等に基づいてヒアリング
- (2) 部会としての意見を取りまとめ

「独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）」に基づき、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながるよう、原子力規制委員会に対する意見をいただく。

2. 国立研究開発法人審議会における審議

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会運営規程（平成 27 年 6 月 2 日原子力規制委員会国立研究開発法人審議会決定）第 10 条に基づき、業務実績評価等に関する主務大臣への意見等については、部会の結論をもって審議会の意思決定とすることができる。

3. 原子力規制委員会による決定

審議会の意見を踏まえて、原子力規制委員会において、各法人の業務の実績評価等を決定する。